

## 会 議 録

会 議 の 名 称	第 33 回宍粟市国民健康保険運営協議会	
開 催 日 時	平成 30 年 1 月 18 日(木)午後 2 時～午後 4 時 05 分	
開 催 場 所	宍粟市役所 3 階 庁議室	
議長(委員長・会長)氏名	平瀬 恒雄	
委 員 氏 名	(出席者) 助 光 ゆかり 栗 山 洋 子 中原三千男 田 中 金 子 山 田 博 史 山 岸 洋 之 尾 下 修 縣 俊 孝 山 根 義 廣 梶 浦 廣 人 岡 田 範 夫 平 瀬 恒 雄	(欠席者) なし
事 務 局 氏 名	市民生活部部长 小 田 保 志 市民生活部次長 垣 尾 誠 市民生活部次長 澤 田 志 保 市民生活部次長兼税務課課長 森 本 和 人 税務課副課長 朱 山 和 成 税務課市民税係長 島 澤 康 博 債権回収課課長 石 垣 貴 英 市民課課長 中尾美恵子 市民課副課長 梶 原 昭 一	
傍 聴 人 数	0 人	
会議の公開・非公開の区分及び非公開の理由	公開	(非公開の理由)
確 認 事 項	【議題】 (1) 国民健康保険制度改正について ①激変緩和措置について ②兵庫県国民健康保険運営方針について ③宍粟市国民健康保険税及び平成 30 年度税制改正大綱について ④今後のスケジュールについて (2) 第 3 期特定健康診査等実施計画・第 2 期データヘルス計画について (3) その他	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	あり	

議 事 録 の 確 認 (記名押印)	( 会 長 ) _____
	(会議録署名委員) _____
	(会議録署名委員) _____

(会議の経過)	
発言者	議題・発言内容
事務局	<p>(1. 開会)</p> <p>本日はお忙しい中、協議会にご出席いただきましてありがとうございます。ただいまから第 33 回宍粟市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。</p>
事務局	<p>(2. 会長挨拶)</p> <p>開会にあたりまして、会長よりご挨拶をいただきたいと思えます。</p>
会長	<p>12 月初めから寒さ厳しい日が続いていましたが、心配していた雪も千種町内は少ないですがスキー場にはありオープンしていますが、神河町でスキー場がオープンした影響からか、来客が少ないようです。</p> <p>さて、本協議会は例年 2 月・5 月の 2 回開催していますが、今回の制度改正を踏まえて国保税率の改正について 2 月に諮問を受け、答申により 3 月議会に提案という予定もあると聞いており、税率改正について別途、日を設け 1 日で審議いただくようなこともあるようです。本日は、国保制度の県単位化に向けた改正や課税限度額の増額見直しなどの説明がありますので、今後に向けて慎重審議いただきますようお願いし、開会の挨拶とします。</p>
事務局	<p>(3. 市長挨拶)</p> <p>ありがとうございました。続きまして市長よりご挨拶申し上げます。</p>
市長	<p>協議会へのご出席ありがとうございます。さて、昨日、1 月 17 日で震災後 23 年が経過しましたが、県内で減災・防災、さらに未来に向けて“伝える”をキーワードに様々な取組がされました。時とともに風化していくので伝えることは大事だと思っています。昨年のこの時期は思わぬ雪で市内各地で弊害もあり、そういった対応も必要な時代になったと感じていますが、一方で十数年ぶりに年末から市内の 2 つのスキー場が両方オープンできたということもありました。先ほども話していただきましたが神河町でスキー場がオープンしましたが、それぞれ特徴を持った運営をしており、北部地域の活性化にも寄与するものであり、集客も期待しているところです。</p> <p>さて、今年は明治から 150 年という大きな節目の年であり、歴史を見ながら、今日的な課題への対応として、市でも地域創生総合戦略の取組として、今いる人の元気・健康維持と、子どもを産み育てていただき人口減少に歯止めをかけるべく取り組んでいます。</p> <p>国保制度も 30 年度は改正元年にあたりますが、これまで市は 4 方式で税率を決定していますが、固定資産に対する課税のあり方についても考えていくことになると思っています。県・市町協議も、いずれ同一所得・同一保険料をめざしていこうとするものであり、30 年度の制度改正についても市民の皆さんの理解をいただき、委員各位には将来にわた</p>

	<p>って国保制度を維持するために議論をいただきたいと思っています。</p> <p>市民の健康増進に向けて、データヘルス計画次期計画を策定する中で、市民の健康づくりも進め、活力ある地域づくりを行っていきたいと考えていますので、お世話になりますが、よろしくお願ひします。喫緊の課題、長期的な課題それぞれを視野に入れながら、国保のあり方について審議をお願ひし、開会にあたってのご挨拶といたします。</p>
事務局	<p>大変勝手ですが、市長には別件公務のためここで退席させていただきます。ご了承ください。 ※市長退席</p>
事務局	<p>(会議成立報告)</p> <p>協議会を続けさせていただきます。本日は全委員12名に出席いただひており、宍粟市国民健康保険条例施行規則第6条で、協議会は委員定数の2分の1以上の出席で会議を開くことができると規定してあり、本日の会議が成立することをご報告させていただきます。</p>
事務局	<p>(4.議長選出)</p> <p>続きまして、次第4 議長の選出に入ります。施行規則第7条の規定によりまして、協議会の議長は会長があたることになっておりますので、会長様には以後の議事進行についてよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>(5. 会議録署名委員選任)</p> <p>それでは、次第 6 会議録署名委員の選任に入ります。会議録署名委員の選任につきましては、宍粟市国民健康保険条例施行規則第11条の規定によりまして、会長が指名することになっております。私の方から2名の委員を指名させていただきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>これより本日の議事に入りますが、皆様方には議事進行にご協力いただきますようによろしくお願ひします。</p>
議長	<p>(7. 議題)</p> <p>それでは次第6 議題に入ります。</p> <p>(1)国民健康保険制度改正について ①激変緩和措置についてを議題とします。事務局の説明をお願ひします。</p>
事務局	<p>(1)国民健康保険制度改正について ①激変緩和措置について</p> <p>資料により説明</p> <p>1P 国民健康保険制度の安定化に向けて</p>

	<p>3P 激変緩和検討のための基準額の試算と措置の方法について</p>
議長	<p>説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。</p>
議長	<p>激変緩和措置について、具体例をあげての説明を求めます。</p>
事務局	<p>2.基準額(年額)の試算結果表をご覧ください。まず、28年度を元にした基準額は、各市町で一般会計からの繰入や保健事業の実施内容などが違うため、それは含まないもので算定しています。それに、医療費の伸びを3.8%と見込んで30年度の推計を試算し、28年度と30年度の2年分の増加率から1年分の増加率を出しています。表の一番上の町は2年分の増加率が22.6%であり、1年分として保険税を10.7%増額しなければいけない状態になるということです。</p> <p>宍粟市は一般会計から法定外の繰入はしないというスタンスでこれまでも進めていますが、繰入している市町もあり、市町ごとに違う内容を積み上げていくと変わってきます。当市も市実施事業などのプラスアルファを入れると保険税が上がることもあるかもしれないということです。</p> <p>この表は、どの市町に激変緩和を加えるかを見極めるための資料であり、表の一番上の町は、この試算上では1年で10.7%のアップであり、激変緩和措置対象となっておりますが、保険料の自然増1.8%分プラス解消幅の1%は必ずアップになるということです。</p>
議長	<p>激変緩和必要額は国からもらえるということか。</p>
委員	<p>これまで市だけで運営していたが県全体での運営になる。前回の協議会資料で、当市の一人あたり医療費は県内市町で下から5番目、保険税率は上から5番目であったが、これまで保険税を高く払っていたから、今回は下がるということか。</p>
事務局	<p>県内で高い位置になっているが、その額が変わり下がるということではありません。激変緩和の対象にはならないということです。</p>
委員	<p>激変緩和の資金は各市町の納付金で賄うのか。</p>
事務局	<p>国からの財源措置になります。不足する場合は県で負担することもあります。納付金とは別になります。</p>
委員	<p>激変緩和の対象外であるが、激変緩和の財源として、他市町の納付金がまわることはないのか。</p>

事務局	ありません。
議長	これまでも税率が高いのは、平均所得が高いからという説明もあったが、その点はどうか考えているか。
委員	これまで一人あたり保険料が少なかった、保険料を上げてこなかった市町に激変緩和措置がされるということか。
議長	激変緩和は3年程度で解消予定か。
事務局	運営方針の期間が3年間であり、目途として3年ごとに見直しをかけるということです。
委員	激変緩和の基準額試算結果表の一番上の町は、医療費が高く、高齢者も多いが、これまで保険料は少なかった。小規模市町では国保が破たんするだろうということで制度改正されるものと思う。 <p>宍粟市も高齢化率・医療費用ともにこの町と変わらないが、一部の高所得者がおられることが保険料の決定に影響しており、一概にこの表だけではわからないと思う。3年間だけの激変緩和は難しいように思う。</p>
議長	他にご意見、ご質問はありませんか。 <p>《委員より質疑なし》</p>
議長	質疑が無いようですので、次の項目に入ります。②兵庫県国民健康保険運営方針についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	②兵庫県国民健康保険運営方針について <p>資料により説明</p> <p>4P 国民健康保険運営方針(案)について</p> <p>別冊 兵庫県国民健康保険運営方針</p>
議長	説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。
委員	算定方式を4方式から3方式に変更することで税は上がるのか、下がるのか。
事務局	世帯構成や所得状況により上がる世帯もあればそうではない世帯もあると思います。押しなべて上がる、下がるとは言えません。
議長	ジェネリック医薬品差額通知は被保険者全員に出ているのか。

事務局	<p>現在は生活習慣病で継続服薬されている方を対象者として抽出して通知しています。ジェネリック医薬品に変えていただくことで医療費の削減につながり、ご本人の自己負担も変わりますのでお知らせしています。通知の他に保険証更新時に保険証に貼付できるシールもお配りし、周知を図っています。</p>
委員	<p>レセプト点検はどのようなことをしているのか。</p>
事務局	<p>医療事務経験者を雇用し、処方されている薬なども含め、専門的な点検をしてもらっています。市の点検前に国保連合会による点検もしており、二重に点検しています。他に第三者行為の疑いがあるものなどについても点検しています。</p>
委員	<p>受診すると医療機関から診療報酬の細かな明細が渡される。レセプト点検は効果はあるのだろうか作業量が多いということはないか。</p> <p>税の申告で、医療費控除を受けるのに医療機関の領収書ではなく、診療報酬明細書だけでもいいと見たように思うが、申告のお知らせチラシには領収書と書いてあったが必要なのか。</p>
委員	<p>5～6年前までレセプト点検は、一人ひとりそれぞれ紙で整理してある診療報酬明細書で確認・点検していたが、現在はコンピュータによるデータ化がされ、例えば胃潰瘍の方に胃潰瘍以外の薬が処方されているなど、瞬時に突合調査ができるようになっており、作業量は軽減されていると思う。</p>
委員	<p>お薬手帳はどのように活用されているのか。</p>
委員	<p>レセプトとは違うものだが、薬局で処方箋を受け付けしたら、お薬手帳の直近の処方内容を確認し、現在、患者さんが服用されている薬と今回処方されている薬との飲み合わせに問題がないかなどを確認している。</p>
委員	<p>ジェネリック医薬品について、効果・効能は同じだが、薬局によって扱っていないものもあると聞いた。</p>
委員	<p>何万種類の薬剤がある中、各薬局で置く薬を選んでおり、薬局によっては無いということもありえる。市薬剤師会では会員薬局の採用品目や備蓄薬品の在庫調査などを毎年2回(1月・7月)実施し、その結果を全薬局に配付している。市薬剤師会として患者さんのためにということで取り組んでいることであり、会員間で薬価(税込)で譲り渡しを行い、必要な薬剤を患者さんに届けるようにしている。</p>

委員	別のことだが、災害時なども食料の備蓄と同じで、薬も助け合いができるということにもなりますね。
委員	国保運営方針 41Pに県内市町の収納対策の実施状況が掲載されている。14 項目あり多く取り組んでいる市町は12 項目、少ない市町では3項目のところがある。宍粟市は9項目で平均的な取組状況だと思うが、空欄が少ない方が納税者が納付しやすい環境になると思う。取組が多くなるように考えてほしい。
事務局	資料は 27 年度の実施状況で、29 年4月からはクレジットカードによる納付を導入しました。税の専門家の配置については、専門家の定義もあるが、一定、専門的に取り組んでいます。
事務局	多重債務相談の実施について、市消費生活センターで相談業務を行っており、そちらにつなぐなどもしています。
事務局	取り組んでいるとするのに複数の項目すべてを実施しているなどの条件がつくものもあり、一定取り組んでいると思っていますが、研究して取組が増えるように努力します。
事務局	先ほど、税の申告で医療費控除を受ける場合の領収書の取扱いについて、ご質問をいただいていたので回答します。 29 年度(28 年分)申告までは、申告資料として領収書を袋に入れて整理いただいていたが、30 年度(29 年分)申告から、領収書は個人で保管し、申告資料として明細書を整理いただければよいことになりました。ただし、領収書を5年間保管いただくことは変更ありません。市民課から送付しています医療費通知をそれに変えることもできますが、現在は医療費用 10 割の金額の通知で、また2ヶ月ごとに通知していることから、市民の皆さんの混乱を招くため、今年の申告では使用しないこととしています。
事務局	現在の医療費通知は申告に使えるものになっていません。申告に使用いただけるよう徐々に変えていきたいと思っています。
議長	他にご意見、ご質問はありませんか。 《委員より質疑なし》
議長	質疑が無いようですので、次の項目に入ります。③宍粟市国民健康保険税及び平成 30 年度税制改正大綱についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	③宍粟市国民健康保険税及び平成 30 年度税制改正大綱について 資料により説明

	<p>6P 平成 30 年度税制改正大綱(資料抜粋)</p> <p>10P 国民健康保険法の改正に伴う税制上の所要の措置 別冊リーフレット かんたん国保</p>
議長	説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。
議長	賦課限度額改正は3月議会ですか。
事務局	政令の公布が3月末になると思われるため、専決で改正し、6月議会に提案することになると考えています。
議長	他にご意見、ご質問はありませんか。
	《委員より質疑なし》
議長	質疑が無いようですので、次の項目に入ります。④今後のスケジュールについてを議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>④今後のスケジュールについて</p> <p>資料により説明</p> <p>12P 国保制度改革にかかる今後のスケジュール(見込)</p> <p>※次回運営協議会の開催日程(2月1日または8日で調整)について、できるだけ早期に案内することとする。議会提案日程の都合もあり、欠席委員がある場合でも開催させていただく場合もあること、資料送付が会議開催日直前になることもあることについて了解をいただく。</p>
議長	続いて、(2)第3期特定健康診査等実施計画・第2期データヘルス計画についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>(2)第3期特定健康診査等実施計画・第2期データヘルス計画について</p> <p>資料により説明</p> <p>別冊 第3期特定健康診査等実施計画・第2期データヘルス計画(案)</p>
議長	説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。
議長	計画案 45Pの表について、具体的に説明してほしい。
事務局	県平均から判断できる宍粟市の見込点数を標準化点数とし、その比較をもとに医療費点数が高い疾患を表した表になります。

委員	国保の表の一番上の例でいくと、腎臓がんの平均的な医療点数である標準化点数約134,000点に対して、10倍近く医療費がかかっているということである。
委員	生活習慣病の中でも糖尿病が多いが、糖尿病の原因は食べ物か、ストレスか。
委員	食べ物の影響は大きいですが、食べた分だけ動くこと、動いた分だけ食べるようにしなければいけない。来院者にも、若い頃や仕事をしている時と同じだけ食べ、運動をしないことはやめるように話している。
委員	運動量の少なさが影響しているということか。
委員	当市内は自動車で移動し、歩くことが少ないこともあるだろう。
議長	他にご意見、ご質問はありませんか。
	《委員より質疑なし》
議長	質疑が無いようですので、次の項目に入ります。続いて、(3)その他に入ります。事務局から何かありますか。
	(3)その他
事務局	運営協議会は原則公開での会議としており、その資料や会議録について、広く市民への公表が必要と考えています。会議録は発言された委員がわからないように整理し、また、会議が非公開とされた場合は、公開が可能となる時期に公開するなどの調整もする予定です。また、公開は市ホームページ、あるいはネット環境のない方でも見られるように閲覧方式などを考えています。会議録の公開についてご承認いただきたく、ご審議お願いします。
議長	会議録の公開について、事務局から提案がありました。ご意見はございませんか。
	《委員より意見なし》
議長	会議は傍聴も可としており、支障がなければ公開することで進めたいと思いますが、公開について承認することとしてよろしいか。
	《委員より異議なし》
議長	会議録の公開について承認することとします。
事務局	ありがとうございます。会議録は29年度分から公表させていただきたいと思っておりますので、本日の会議録についても整理でき次第、確認をお願いしたいと思います。 また、市民の皆さんへの国保制度改正などのお知らせは、税率改正時等必要時に広

	<p>報などで、機会を活用してその都度丁寧にお知らせしていきたいと思います。</p>
委員	<p>国保の新制度によって、各市町の国保の運営は健全化されるのか。</p>
事務局	<p>療養給付費が高額になった時、また、国保税の収納額で納付金を納めるに足りない時には、基金から貸付を受け、翌々年度から返済することになり、年度内で資金不足に対して市町で対応に苦慮することはなくなります。</p>
委員	<p>新制度になってメリットは何があるのか。</p>
事務局	<p>これまで各市町でそれぞれ医療費を見込んで国保税率を決定し運営していましたが、年度途中で突発的に医療費が増加した場合など、一般会計から繰入をしたり、その対応に大変苦慮していました。規模の小さな市町ほど、大きな影響を受けていましたが、新制度では県が県全体・市町ごとに医療費を見込み、年度途中で突発的なことがあっても対応することができるようになります。</p> <p>市民の皆さんのご協力により、医療費が節約できたり、また税の収納率を上げることができれば、それにより国の交付金も多くもらえるなどがあります。市も保険者として努力することで交付金をより多くもらうように努力をしますが、交付金が増えることで税率を抑えることができます。また、将来的には県内同一所得、同一保険料をめざしており、ご理解をお願いします。</p>
議長	<p>各委員より他に何かご意見等がありますか。</p> <p>《委員より意見なし》</p>
議長	<p>ないようですので、以上で本日の議題はすべて終わりました。これもちまして本日の会議を閉会とさせていただきます。皆さま、ありがとうございました。それでは事務局に進行をお返しします。</p>
事務局	<p>(8.閉会)</p> <p>会長様ありがとうございました。閉会にあたりまして副会長よりごあいさつをお願いします。</p>
副会長	<p>皆様大変お忙しい中、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。国保は重要制度であり、健全な運営ができるよう協力を依頼しまして、閉会とさせていただきます。</p>